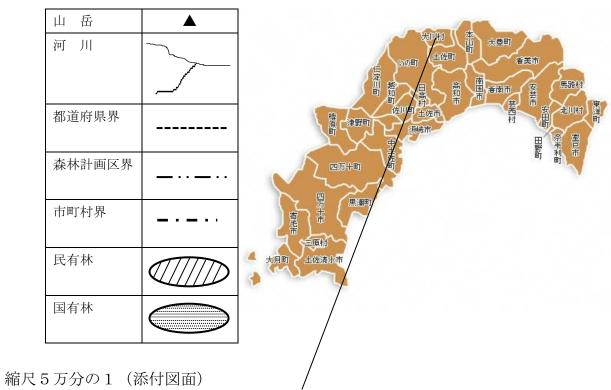
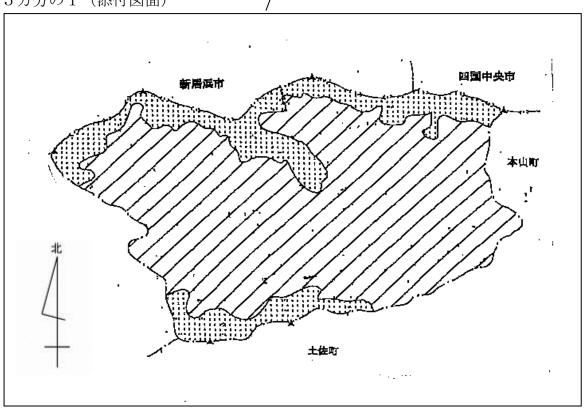
大川村森林整備計画

計画期間 自 令和 6年4月 1日 至 令和16年3月31日

高知県 大川村

凡例





目 次

I	仗!	米、造杯、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
	1	森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	2	森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	3	森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・3	
II	森林	木の整備に関する事項	
第1	柔	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	
	1	樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
	2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・5	
	3	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
第2	ì	造林に関する事項	
	1	人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
	2	天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	
	3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・・9	
	4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の	
		基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9	
	5	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	0
第3	Ī	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
	1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・1	0
	2	保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
	3	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
第4	1	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
	1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・1	1
	2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区	
	ţį	域内における森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
第5	Ź	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
	1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・1	7
	2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・・1	7
	3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 1	7
	4	森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・1	7
	5	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
第6	柔	森林施業の共同化の促進に関する事項	
	1	森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・1	7
	2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・ 1	8
	3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・1	8

	4	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	8
第7	1	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
	1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・1	8
	2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・1	9
	3	作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	9
	4	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	1
第8	Ž	その他必要な事項	
	1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・2	1
	2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・・・2	1
	3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・2	1
Ш	森林	木の保護に関する事項	
第1	Ĺ	鳥獣害の防止に関する事項	
	1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・2	3
	2	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	3
第2	柔	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
	1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・2	3
	2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)・・・・・・・・・・・・・ 2	4
	3	林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	4
	4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・2	4
	5	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	4
IV	森林	木の保健機能の増進に関する事項	
	1	保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	5
	2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する	
	Ē	事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	5
	3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・・2	5
	4	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	5
V	その	の他森林の整備のために必要な事項	
	1	森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・2	
	2	生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・2	6
	3	森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・2	7
	4	森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・2	7
	5	住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・2	7
	6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事業・・・・・・・・・・・・・2	8
	7	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は高知県の北部に位置し、四国山地の中にあって1,000m以上の山々に囲まれ、中央を東流する吉野川の本流は早明浦ダムの湖水となって下流に広がり、住家は吉野川両岸沿いと山腹斜面台地に散在し、居住地高度も340m~700mと高く、典型的な峡谷型の山村です。

本村の総面積は、9,527haであり森林面積は、9,023haで総面積の95%を占めています。民有林面積は、7,277haそのうち人工林の面積は、5,386haであり、人工林率は74%に到達しています。このような状況にあって、今後、本村の森林整備は、優良材生産を目標に森林の現状及び実態を踏まえ適切な施業を実施する事が必要です。また、平成25年度より操業を開始した「高知おおとよ製材(株)」による木材需要の拡大を見込み、材の搬出増加と、森林や林地の適性に合わせた施業の実施により経営規模拡大を目指します。

人工林については、間伐・保育を適切に実施し健全な森林状態を維持するとともに、伐採林齢の多様化、長期化による齢級構成の平準化を図るため長伐期施業や複層林施業を推進します。また、将来的に増加が見込まれる皆伐施業に対しても計画的な再造林に努め、長期持続可能な林業経営を可能とする山づくりを目指します。

天然林については、原生的な森林や種の保存等に努めるとともに、自然環境の保全、形成に配慮しつつ、広葉樹材及びしいたけ原木等の需要に対応できるよう育成単層林施業の推進を図ります。

また、下流域の水源地としての役割や、地球温暖化防止を担う CO₂の調整機能等、森林の持つ 公益的機能を健全に果たせるよう、適切な管理を行います。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能を発揮するうえから望ましい森林資源の姿を以下のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに 樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山 地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害 に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、 住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に 適した施設が整備されている森林

才 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林で あって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

力 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有 の生物が生育・生息する渓畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され 成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

各機能別森林について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針は第1表のとおりとします。

なお、森林の有する国土の保全、水源の涵かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

	が作。2月) 30%配こと。20%作品加及 5 休主。2 金子万里
森林の有 する機能	森林整備及び保全の基本方針
ア水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
機能/土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件等や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
ウ 快適環境 能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

IJ エ	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設
エ保	を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進
機一健	を図る森林として整備及び保全を推進します。
能シ・	具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等や県民のニーズ等に応じ広葉樹
11日 コレ	の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。
ンク	また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
オ	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある
文	自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推
化	進することとします。
機	具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。
能	また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏
カ	まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱によ
生	り常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や
保疬	樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。
保全等	とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生
機 様	物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機
能性	能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮し
	た適切な保全を推進することとします。
	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森
キ	林として整備を推進することとします。
生木	具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保
産材	し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進すること
機等能	を基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行
能	います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

- 注1: 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
- 2: これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林組合や林業事業体等、施業の集約化に取り組む者に対し長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言等を行い森林経営の委託の促進等を進めます。そのため、現在村内で認定されている森林経営計画の面積を今後増やしていくことを目標に掲げることとします。そうすることで、まとまった面積での合理的な施業の実施を目指します。

また、長伐期化に対応した繰り返し間伐、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業の実施など、地域の森林資源を効率的に利用するため、林業関係者等が一体となり高性能林業機械を導入した作業システムの構築を図れるよう努めるものとします。現在3台導入しているプロセッサを引き続き活用することにより合理化を図ります。また、村内林地において活動をしている中江産業と住友林業とも今後より情報共有を深めていくことを目標とします。作業路網の整備に関しては、今後必要な箇所の見極めを的確に行い、なお推進していくことを目指します。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

森林の持つ公益的機能、生産性及び自然的条件、森林の構成を勘案し、標準伐期齢を次のと おり設定します。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として 定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありませ ん。

	樹種					
地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
大川村全域	35年	45年	35年	40年(20年)	10年	15年

注)その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行う こととし、伐採跡地が連続することがないよう配慮します。また、伐採後の適確な更新を確保 するため、更新の方法を勘案して伐採を行います。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林については、択伐等適確な更新に配慮します。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに 森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。

立木の伐採のうち主伐は、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。)が、再び立木地となることをいう。以下同じ。)を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とします。

皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造

となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。 なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下の(1)から(5)までに留 意することとします。

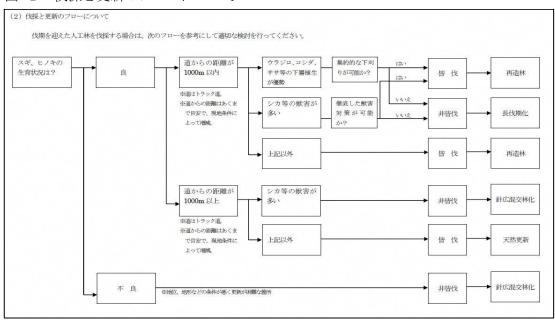
- (1)森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保 残等に努めます。
- (2) 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を 勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、 天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- (4) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、 渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- (5)上記(1)から(4)に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項に2基づいて伐採を行うものとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に基づき、現地に適した方法により行います。

3 その他必要な事項

人工林を伐採する際の伐採方法の選択においては、平成24年9月 高知県林業振興・環境部 作成の「皆伐と更新に関する指針」の「2 人工林を伐採するためのチェック&フロー」(下図参照)を参考にすることとします。

図 1 伐採と更新のフローについて



第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮 の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待さ れ、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を基本として、自然 条件、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人 工造林の対象樹種として下記の樹種を選定して造林を行うこととします。同時に、生物 多様性の保全にも留意することとします。

なお、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長が優れた苗の導入、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木)の採用に努めるものとします。また、下記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は大川村むらづくり推進課(林政担当部署)とも相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

区 分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類、ケヤキ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種について施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本 数や保安林の指定施業要件を勘案して、下記のとおり標準的な植栽本数を植栽す るものとします。

また、複層林化や混合林化を図る場合における下層木については、地域の施業体系を踏まえつつ下表の「疎仕立て」の植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとします。

さらに、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は 大川村むらづくり推進課(林政担当部署)と相談の上、適切な植栽本数を決定する ものとします。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ・	疎仕立て	1,500~2,500 本/ha	
とノキ	中仕立て	2,500~3,500 本/ha	
L/4	密仕立て	3,500~4,500 本/ha	
広葉樹等	疎 仕 立 て	1,500~2,500 本/ha	
山 朱 倒 守	中仕立て	2,500~3,500 本/ha	

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して下記のとおりとします。 また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、 成長に係る特性の特に優れた特定母樹から採取し生産された苗木等の採用に努 めるものとします。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努め るものとします。

区分	標準的な方法
	全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準とするが、風衝地・乾燥地では造
地ごしらえ	林木の成長に支障にならない程度に雑木を切り残すこととします。また、
の方法	雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保
	護樹帯とするなど、林地の保全に配慮します。
植付けの方法	気候その他の立地条件および既往の植え付け方法等を勘案し、正方形植
但内りのガ仏	え等の方法を取り、植え付けは丁寧かつ適期に行います。
	乾燥時期を避け、2月中旬から4月末までに行います。秋植えについて
植栽の時期	は10月中を適期とします。
	なお、コンテナ苗については、時期を指定しないものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ確実な更新が困難な森林及びそれ以外で森林資源の造成のために植林を行う場合など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、 当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林をするものとします。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に

人工造林をするものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌 等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られ る森林において行うものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して下記のとおり定めます。

天然更新の対象樹種		アカマツ	、クヌキ	ご、シイ類	j、カシ類、	ナラ類等
ぼう芽に	よる更新が可能な樹種	クヌギ、	シイ類、	カシ類、	ナラ類等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立 本数は下記のとおりとし、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち 周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に 10 分の 3 を 乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。なお、天然更新した立木の本数 に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、 地域の植生等を勘案して定めるものとします。

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類	6,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととします。

また、以下のような早期の更新が特に期待できない森林等については、更新補助 作業又は植栽により更新を確保することとします。

- ・種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・天然稚樹の育成が期待できない森林
- ・面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、 気候、地形、土壌、条件、周囲の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待 できない森林

区分	標準的な方法			
地表処理	下層植生の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとします。			
刈出し	天然稚樹の成育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚 幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとします。			
植込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植栽を行うものとします。			
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良 芽を1株当たり2~3本残すものとし、それ以外のものは掻きとります。			

ウ その他天然更新の方法

天然更新の状況確認は、標準地を設け本数調査等により行うものとします。 また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合は、 天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年を超えない期間とします。

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現状が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上 方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林については、植栽 によらなければ適確な更新が困難な森林とします。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 については、次のとおりとします。

(1)造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)「人工造林の対象樹種」によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1) 「天然更新の対象樹種」によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2の(2)のアで定める天然更新の対象樹種の期待成立本数と同じ本数とします。

なお、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のもの について、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。

- 5 その他必要な事項 特にありません。
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐の回 数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について下記のとおりとします。

樹	施業	植栽 本数	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)				標準的な方法		
種	体系	(本/ha)	初回	2 回	3 回	4 回			
	一般材	3,000	15	20	_	_	間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を 利用します。		
スギ	中径材	3,000	15	20	30	_	標準地調査により1ha 当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層 木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後		
	大径材	3,000	15	20	30	55	の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。なお、標準的な間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌		
Ł	一般材	3,000	20	30	_	-	伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密 度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定		
1	中径材	3,000	20	30	40	-	めるものとします。 ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順		
キ	大径材	3,000	20	30	40	60	位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。 なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マ		
マツ	一般材	3,000	20	25	35		ツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8 とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。		

なお、間伐の標準的な間隔は、スギ、ヒノキとも標準伐期齢に満たない林分は10年間、標準伐期齢以上の林分は20年間とします。

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、 以下の内容を基本とします。

列状間伐は伐採・搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく 植栽列を一定の間隔をおいて、一定の幅に含まれる立木の全てを伐る方法です。

列状間伐にあたっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列及び列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐~2残1伐による本数間伐率25~33%とします。

また、伐採列1列あたりの幅は、標準地調査による1ha あたりの現存本数から算出した 樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、時期、回数、作業方法その他必要な事項について下記のとおりとします。

保育の	樹	実施すべき標準的な林齢及び回数								標準的な方法								
種類	種	1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
下刈	スギ	1 回	1	1	1	1	1	1									植栽木が下草より抜出るまで	
ĮΙΧ	ヒノキ			行います。実施時期は、6月~ 9月頃を目安とします。														
つる切り	スギ									1							下刈り終了後、つるの繁殖の	
切り	ヒノキ									1							状況に応じて行い、実施時期は 6月~7月頃を目安とします。	
除伐	スギ											1					造林木の成長を阻害し、阻害 が予想される侵入木や形成不良	
伐	ヒノキ											1					木を除去し、実施時期は8月~ 11月頃を目安とします。	

3 その他必要な事項 特にありません。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、下記のとおりとします。 なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

(1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、別表1のとおりです。なお、当村においては村内のほとんど全域が早明浦ダムの集水区域として重要な役割を果たしているため、ほとんど全域を指定しています。

イ 施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林の施業の方法は、下層植生や樹木の根を発達させる 施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び 分散を図ることとします。

具体的には皆伐による面積の規模を縮小するものとします。また、主伐伐期齢の下限は、下記のとおり標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、当該森林の区域は、別表2のとおりです。

森林の伐期齢の下限

	樹 種							
区域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹		
大川村全域	45年	55年	45年	50年(30年)	20年	25年		

注)その他針葉樹の括弧書きは、早生樹であるコウヨウザンの標準伐期齢として適用する。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林については、別表1のとおりです。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が高い森林等。具体的には、傾斜が急な箇所や、水が集中して流下する山腹に存する森林について定めるものとします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林

防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち各種被害の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

具体的には、郷土樹種を中心とした林相の森林、道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林について定めるものとします。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係 る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの村民の保健・教育的 利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、 特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション機能、 文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等。

具体的には、滝、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、 紅葉等の優れた森林美を有する森林、山登りやキャンプ等の保健・文化・教育 的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森 林等について定めるものとします。

村内においては、小金滝等の滝、大座礼山等の山、自然王国白滝の里の施設等の周辺の様な地域を指します。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形や地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持形成に配慮した施業を、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う事が必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進するものとします。

また、アの①~③までに掲げる森林については原則として複層林施業を推進すべき森林としますが複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能 の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとします。 この場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりです。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

			,	樹 種		
区域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
大川村全域	60年	80年	60年	70年(30年)	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域 内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から 効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として 森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る ための森林施業を推進すべき森林の区域については別表1のとおりです。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の うち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかであり、林道等や集落からの距離が近い 森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、その区域については別表1のとおり です。

この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、 山腹崩壊や地すべり等の災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう定めま す。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産 目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び 間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効 率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則 として、皆伐後には植栽による更新を行います。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の	1-1(一部), 2-1(一部), 3-1(一部), 3-2(一部), 4-1, 5-1(一部),	
機能の維持増	5-2(一部), 5-3, 6-1(一部), 7-1(一部), 8-1(一部), 9-1(一部), 10-1(一部), 11-1(一部), 12-1, 12-2, 13-1, 14-1(一部), 15-1(一	
進を図るため	部), 16-1(一部), 20-1(一部), 22-1(一部), 23-1(一部), 24-1(一	
の森林施業を	部), 25-1(一部), 26-1, 27-1, 28-1, 29-1, 30-1, 30-2, 30-3, 30-4, 31-1, 31-2, 31-3, 31-4, 32-1, 32-2, 33-1, 33-2, 33-3,	6, 392. 02
推進すべき森	$\begin{bmatrix} 33-4, 34-1, 34-2, 34-3, 35-1, 35-2, 36-1, 37-1, 37-2, 37-3, \end{bmatrix}$	
林	38-1, 38-2, 38-3, 39-1, 39-2, 39-3, 40-1, 40-2, 41-1, 41-2, 42-1, 42-2, 43-1, 43-2, 43-3, 44-1, 44-2, 44-3, 44-4, 45-1,	

```
45-2, 45-3, 45-4, 46-1, 46-2, 46-3, 47-1, 47-2, 48-1, 48-2,
              48-3, 48-4, 49-1, 49-2, 49-3, 49-4, 50-1, 50-2, 50-3, 51-1,
              51-2, 51-3, 52-1, 53-1, 53-2, 53-3, 53-4, 54-1, 54-2, 54-3,
              54-4, 55-1, 55-2, 55-3, 55-4, 55-5, 56-1, 56-2, 56-3, 57-1,
             57-2, 57-3, 58-1, 58-2, 59-1, 59-2, 60-1, 60-2, 60-3, 60-4,
             60-5, 61-1, 61-2, 61-3, 62-1, 62-2, 62-3 (一部), 62-4, 63-1,
             63-2, 63-3, 64-1, 64-2, 64-3, 65-1, 65-2, 65-3, 66-1, 66-2,
             66-3, 66-4, 67-1, 67-2, 67-3, 68-1, 68-2, 69-1, 70-1, 70-2,
              71-1, 71-2, 72-1, 72-2, 72-3, 73-1, 73-2, 73-3, 74-1, 74-2,
              74-3, 74-4, 75-1, 75-2, 76-1, 77-1, 77-2, 77-3, 78-1, 79-1,
              79-2, 79-3, 80-1, 80-2, 81-1, 81-2, 81-3, 82-1, 83-1, 83-2,
              84-1, 84-2 (一部), 85-1 (一部), 86-1 (一部), 86-2, 87-1, 88-1,
              88-2, 88-3, 89-1, 89-2, 89-3, 90-1, 90-2, 90-3, 90-4
土地に関する
災害の防止及
び土壌の保全
の機能の維持
              該当無し
増進を図るた
めの森林施業
を推進すべき
森林
快適な環境の
形成の機能の
維持増進を図
              該当無し
るための森林
施業を推進す
べき森林
保健文化機能
の維持増進を
図るための森
              該当無し
林施業を推進
すべき森林
その他の公益
的機能の維持
増進を図るた
              該当無し
めの森林施業
を推進すべき
森林
              1-1, 2-1, 3-1, 3-2, 4-1, 5-1, 5-2, 5-3, 6-1, 7-1, 8-1, 9-1, 10-1, 11-1
              1, 12-1, 12-2, 13-1, 14-1, 15-1, 16-1, 17-1, 18-1, 19-1, 20-1, 21-
              1, 22-1, 23-1, 24-1, 25-1, 26-1, 27-1, 28-1, 29-1, 30-1, 30-2, 30-
             3, 30-4, 31-1, 31-2, 31-3, 31-4, 32-1, 32-2, 33-1, 33-2, 33-3, 33-
木材の生産
              4, 34-1, 34-2, 34-3, 35-1, 35-2, 36-1, 37-1, 37-2, 37-3, 38-1, 38-
機能の維持
             2, 38-3, 39-1, 39-2, 39-3, 40-1, 40-2, 41-1, 41-2, 42-1, 42-2, 43-
              1, 43-2, 43-3, 44-1, 44-2, 44-3, 44-4, 45-1, 45-2, 45-3, 45-4, 46-
増進を図る
              1, 46-2, 46-3, 47-1, 47-2, 48-1, 48-2, 48-3, 48-4, 49-1, 49-2, 49-
ための森林
                                                                                6, 253. 16
              3, 49-4, 50-1, 50-2, 50-3, 51-1, 51-2, 51-3, 52-1, 53-1, 53-2, 53-
             4, 54-2, 54-3, 54-4, 55-2, 55-4, 56-3, 60-5, 61-1, 62-1, 62-2, 62-
施業を推進
              3, 62-4, 63-1, 63-2, 63-3, 64-1, 64-2, 64-3, 65-1, 65-2, 65-3, 66-
すべき森林
              1, 66-2, 66-3, 66-4, 67-1, 67-2, 67-3, 68-1, 68-2, 69-1, 70-1, 70-
             2, 71-1, 71-2, 72-1, 72-2, 72-3, 73-1, 73-2, 73-3, 74-1, 74-2, 74-
             3, 74-4, 75-1, 75-2, 76-1, 77-1, 77-3, 78-1, 79-1, 81-2, 84-1, 84-
              2, 85-1, 86-1, 88-2, 88-3, 89-1, 89-2, 89-3, 90-1
              1-1, 2-1, 3-1, 3-2, 4-1, 5-1, 5-2, 5-3, 6-1, 7-1, 8-1, 9-1, 10-1, 11-1
 木材の生産
              1, 12-1, 12-2, 13-1, 14-1, 15-1, 16-1, 17-1, 18-1, 19-1, 20-1, 21-
 機能の維持
              1, 22-1, 23-1, 24-1, 25-1, 26-1, 27-1, 28-1, 29-1, 30-1, 30-2, 30-
                                                                                6, 253. 16
              3, 30-4, 31-1, 31-2, 31-3, 31-4, 32-1, 32-2, 33-1, 33-2, 33-3, 33-
 増進を図る
              4, 34–1, 34–2, 34–3, 35–1, 35–2, 36–1, 37–1, 37–2, 37–3, 38–1, 38–
 ための森林
              2, 38-3, 39-1, 39-2, 39-3, 40-1, 40-2, 41-1, 41-2, 42-1, 42-2, 43-
```

施業を推進	1, 43-2, 43-3, 44-1, 44-2, 44-3, 44-4, 45-1, 45-2, 45-3, 45-4, 46-	
	1 46-2 46-3 47-1 47-2 48-1 48-2 48-3 48-4 49-1 49-2 49-	
すべき森林	3, 49-4, 50-1, 50-2, 50-3, 51-1, 51-2, 51-3, 52-1, 53-1, 53-2, 53-	
のうち、特に	4, 54-2, 54-3, 54-4, 55-2, 55-4, 56-3, 60-5, 61-1, 62-1, 62-2, 62-	
, , , ,		
効学的な施	13, 62-4, 63-1, 63-2, 63-3, 64-1, 64-2, 64-3, 65-1, 65-2, 65-3, 66-1, 66-2, 66-3, 66-4, 67-1, 67-2, 67-3, 68-1, 68-2, 69-1, 70-1, 70-1, 70-1, 71-1, 71-2, 72-1, 72-2, 72-3, 72-1, 72-2, 73-3, 74-1, 74-2, 74	
業が可能な	2, 71–1, 71–2, 72–1, 72–2, 72–3, 73–1, 73–2, 73–3, 74–1, 74–2, 74–	
木壮	3, 74-4, 75-1, 75-2, 76-1, 77-1, 77-3, 78-1, 79-1, 81-2, 84-1, 84-	
森林	2, 85-1, 86-1, 88-2, 88-3, 89-1, 89-2, 89-3, 90-1	

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を 推進すべき森林	1-1(一部)、2-1(一部)、3-1(一部)、3-2(一部)、4-1、5-1(一部)、5-2(一部)、5-3、6-1(一部)、7-1(一部)、8-1(一部)、9-1(一部)、10-1(一部)、11-1(一部)、12-1、12-2、13-1、14-1(一部)、15-1(一部)、16-1(一部)、20-1(一部)、22-1(一部)、23-1(一部)、23-1(一部)、24-1(一部)、25-1(一部)、26-1、27-1、28-1、29-1、30-1、30-2、30-3、30-4、31-1、31-2、31-3、31-4、32-1、32-2、33-1、33-2、33-3、33-4、34-1、34-2、34-3、35-1、35-2、36-1、37-1、37-2、37-3、38-1、38-2、38-3、39-1、39-2、39-3、40-1、40-2、41-1、41-2、42-1、42-2、43-1、43-2、43-3、44-1、44-2、44-3、44-4、45-1、45-2、45-3、45-4、46-1、46-2、46-3、47-1、47-2、48-1、48-2、48-3、48-4、49-1、49-2、49-3、49-4、50-1、50-2、50-3、51-1、51-2、51-3、52-1、53-1、53-2、53-3、53-4、54-1、54-2、54-3、54-4、55-1、55-2、55-3、55-4、55-5、56-1、56-2、56-3、57-1、57-2、57-3、58-1、58-2、59-1、59-2、60-1、60-2、60-3、60-4、60-5、61-1、61-2、61-3、62-1、62-2、62-3(一部)、62-4、63-1、63-2、63-3、64-1、64-2、64-3、65-1、65-2、65-3、66-1、66-2、66-3、66-4、67-1、67-2、67-3、68-1、68-2、69-1、70-1、70-2、71-1、71-2、72-1、72-2、72-3、73-1、73-2、73-3、74-1、74-2、74-3、74-4、75-1、75-2、76-1、77-1、77-2、77-3、78-1、79-1、79-2、79-3、80-1、80-2、81-1、81-2、81-3、82-1、83-1、83-2、84-1、84-2(一部)、85-1(一部)、86-2、87-1、88-1、88-2、88-3、89-1、89-2、89-3、90-1、90-2、90-3、90-4	6, 392. 02
長伐期施業を 推進すべき森林	該当無し	
複層林施業を推進すべき森林(業を推進 大人によるものを除く)	該当無し	
すべき森択伐による複層林林施業を推進すべき森林	該当無し	
特定広葉樹の育成を行う森 林施業を推進すべき森林	該当無し	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進の方法

必要に応じて村が介入する等の方法を取り、関係者に不満を残すことなく迅速な対応 を取るように心がけるものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

村内山林の山主が高齢化を重ねる中、その所有権が明瞭であるうちで長期受託契約による集約化推進が急がれます。また、この長期受託契約の推進については、森林所有者に対して具体的な森林施業プランを提示する提案型集約施業を計画可能なプランナーの育成を活用し、契約の締結に向け積極的に働きかけます。また、その過程における境界確定、資源調査等においては森林所有者との連絡を図りつつ、より一層コミュニケーションを深め、長期に渡る信頼関係の構築がなされるように努めます。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

大型製材工場である高知おおとよ製材(株)の大豊町への進出等による木材の需要増加見 込みを森林経営規模拡大の好機とし、受委託を受けた山主に対し少しでも多くの利益還元 が出来る森林施業を実施していきます。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

不在村森林所有者の増加により山林の境界や森林資源の状況を正確に把握している地主が少なくなっているため、地区による説明会の実施、くい打ち、GPS測量、樹種・樹齢、間伐・枝打ちの有無など森林資源の調査を行い、地主との入念な合意形成に留意した受委託を心がけます。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。また、村内でのバイオマス利用の促進他、村の森林を守っていくために活用していくものとします。

5 その他必要な事項 特にありません。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協 定の参加を働きかけるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同 化を図ることとし、共同化の推進にあたっては森林組合と連携するものとします。

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 森林施業の共同化を効果的に促進するため、下記の事項に留意するものとします。
 - (1)共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
 - (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
 - (3) 共同施業実施者の一が(1) 又は(2) により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。
- 4 その他必要な事項 特にありません。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準 について下記のとおりとします。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、渓流、 天然林等の除地には適用しないこととします。

また、効率的な作業システムの考え方については、嶺北仁淀地域森林計画の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」に基づくものとします。

巨八	作業システム	路網密度 (m/ha)					
区分	TF来ジグノム	基幹路網	細部路網	合計			
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上			
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上			
版限科地(0 15)	架線系作業システム	25以上	0以上	25以上			
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上			
核傾斜地(0 ~15)	架線系作業システム	15以上	0以上	15以上			
急峻地(35°~)	架線系作業システム	5以上	_	5以上			

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備推進区域)については該当ありません。

3 作業路網の整備に関する事項

- (1) 基幹路網に関する事項
 - ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程(昭和48年4月1日付け48 林野道第107号林野庁長官通知)又は、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22 林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、高知県林業専用道作設指針(平成24年3月1日付け高知県治山林道課)に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来に わたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森 林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

基幹路網の整備計画については、下記のとおりです。

開設/	1千 华石	EA	位置	ロカ ∳白 カ	延長及び	利用区域	うち前半	対図	/#: ±z.
拡張	種類	区分	(林班等)	路線名	箇所数	面積	5年分	番号	備考
開設	自動車道		70-2他	寒風	9, 000	1, 404	0	1	
MILIT	口判平坦		別紙位置図	大座礼東	3,000	1, 101)	1)	
開設	自動車道		29-1他	下切	1,000	208	_	2	
DITEX			別図位置図	1 24	1,000	100		•	
開設	自動車道		45-1他	大平	1, 500	382	_	3	
DITEX	137 - 22		別紙位置図	7 ()	1,000	001		•	
拡張	自動車道		45-1他	大平	10箇所	382	_	4	
1)/2/12	(局部改良)		別紙位置図	八十	10回//	302		4	
拡張	自動車道		51-1他	井野川	10箇所	375	_	(5)	
1)/2/12	(局部改良)		別紙位置図	ЛЫЛ	10回//	313		0	
拡張	自動車道		55-1他	川崎	5箇所	44	_	6	
114713	(局部改良)		別紙位置図	/ [四月	U비/기	44		O	
拡張	自動車道		34-3他	寒風	8,000	604	_	7	
114713	(舗装)		別紙位置図	大座礼西	1箇所	004			
拡張	自動車道		32-1他	IN T	1,000	000		8	
加饭	(舗装)		別紙位置図	下切	1箇所	208	_	0	
拡張	自動車道		76-1他	中川	1,000	F01	0	9	
加饭	(法面保全)		別紙位置図	十川	1箇所	581	0	9)	
	BB →n. →1				3路線				
	開設計				11,500 m				
	拡張 計				6 路線				
				舗装	2 箇所				
					9,000 m				
				局部改良	25箇所				
				法面保全	1箇所				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え 方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針 (平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、 高知県森林作業道作設指針(平成23年4月1日付け高知県林業改革課)に則り開設 します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

高知県森林作業道作設指針に基づき森林作業道を継続的に利用できるよう 適正に管理します。

4 その他必要な事項

1から3までのほか山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設など、森林の整備のために必要な施設の整備は下記のとおりです。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
中谷貯木場	大川村中切	2, 997 m ²	1	

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林組合の能力強化を通じた受託量の拡大による就労の安定化、各種労働条件の改善および労働力の軽減のため林内路網の整備や機械化への支援を検討することとします。さらに、各種の研修会・講習会を通じ、林業全般にわたる知識と技術の向上に努めるものとします。また次代を担う林業後継者育成のため、若い新規職員の採用についても補助制度を積極的に取り入れて負担の軽減を検討していきます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 作業システムの高度化及び施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入について下 記のとおりとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業	美の種類	現状(参考)	将来		
			チェーンソー		
伐倒		チェーンソー	プロセッサ		
造材	村内一円	プロセッサ	集材機		
集材		集材機	タワーヤーダ		
			林内作業車		
造林保育等	地拵、下刈	人力・刈払い機	人力・刈払い機		

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 森林組合を除く本村における素材の生産流通については、自伐林家が無く、個人での搬出 規模も極めて少ないことから、規模の拡大も余り望めない現状です。木材加工に対する施策としては、村内唯一の加工工場を有する協同組合木星会を中心に間伐材の商品化及び需要開発による有効利用を検討していきます。

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

	現	状(参考)			計画			
施設の種類	位置	規模	対図	位置	規模	対図	備考	
	11年	风快	番号	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	风怪	番号		
木材加工工場	大川村 大北川	1 6 7 m²		大川村 大北川	1 6 7 m²	1)	老朽化設備改修	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとします。

対象鳥獣がニホンジカにあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、 誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	村内全域	7, 277

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する為、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとします。

また、県、市町村及び森林組合等関係者が連携して被害の把握に努めます。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病害虫等の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し、野ねずみを含む森林病害虫等の早期発見及び対処に努めます。

特に、松くい虫による被害を終息させるため、薬剤の地上散布等適切な防除措置を取る

とともに、既に被害を受け感染源となるおそれのある松林については、樹種転換を推進します。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害にあっては、被害木の薬剤処理や伐倒処理を 推進し、被害地の拡大を予防します。

(2) その他

森林病害虫等の駆除又は予防に関しては、関係機関が連携して対処し、地域の体制づくりに協力するものとします。

2 鳥獣害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く。)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策及び野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を行うこととします。

サル・イノシシ等による獣害について、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切に対応します。特に被害の大きいサルに対しては、鳥獣被害防止計画に基づく予察捕獲や防護柵の設置等により被害を防ぐ取り組みを促進します。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のために、「山火事防止」の標識等を活用し林野火災防止の意識の啓発に 努めるとともに、大川村消防団等村内の防災組織と連携を図り、火気の早期発見と迅速な通 報体制の強化を図ります。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

害虫駆除等を目的として火入れを行う場合、火入れ地の面積・形状及び周囲の現況、防火 に関する計画等を充分検討し、周囲への延焼を防ぐものとします。

なお、火入れに際しては、森林法第21条及び大川村火入れに関する条例の手続きに従い 適切に行うものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健 全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、下記のとおり です。

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

1から4までのほか、森林所有者等による巡視等、森林の保護を図るための取り組みを推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林	の所在		森林	森林の林種別面積 (ha)						
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	備考		
該当なし										

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当	省なし

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - (1) 森林保健施設の整備

該当無し

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考							
該当なし									

4 その他必要な事項 特にありません。

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に際しては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ Ⅱの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ Ⅲの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行う事が出来ると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する10~40個の林班の規模を目安とします。

区域名	林班	区域面積 (ha)
大川南部区域	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29	2228. 65
大川北西部区域	30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58	2156. 90
大川北東部区域	59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90	2891. 42

2 生活環境の整備に関する事項

林業後継者は労働加重等の労働環境条件の厳しさと収入が不安定であることから就労希望者が少ない現状です。自伐林家の再興が極めて困難な現状において、村の林業後継者の就労の場としての森林組合への重要度を大きく位置付け、高い技術と知識を有した後継者育成に努めます。またUJIターン者等の定住促進のため、山村地域における生活環境の整備等にも広く努めるものとします。

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考	
		該当無し			

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

木材搬出の受託等、村内建設業者の部分的業態展開による森林施業への段階的参入について、森林組合を交えて検討していきます。また登山道整備による山岳観光の推進を引き続き展開していきます。

また、自然エネルギーの村内普及を促進する観点と、林産物の地域消費を促進する観点から、 村内における木質ペレット燃料の利用拡大を検討していきます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の	現状	(参考)	2	将来	· 対図番号	
種類	位置	規模	位置	規模		
森林公園	大川村朝谷	1. 95 h a	大川村朝谷	1. 95 h a	1	
遊歩道	大川村朝谷	1 0 0 0 m	大川村朝谷	1 0 0 0 m	2	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

現在、村内の小・中学生に対して自然の大切さやふるさとへの愛着をはぐくむための、 自然教育センターでの自然教室プログラムには、森林・林業体験プログラムが組み込まれ ておらず、木工体験にとどまっています。今後は、林業体験プログラム等を組み込み、森 林づくりへの積極的な参加を推進することとします。また、本村で取り組んでいる下流域 住民との交流や、「どんぐり銀行大川村」での森づくりへの直接参加を推進します。

また、住民活動としての森林整備活動も検討していきます。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本村を含め嶺北地域が水源の吉野川は、「四国の水瓶」として下流域に対し重要な役割を果たしています。このようなことから、下流の住民団体等へ水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけることとします。

また、香川県で開催されるウッディフェスティバル等の下流域でのイベントへの参加も検討することとします。

(3) その他

小規模森林所有者が多い村内において、計画的かつ効率的な森林施業を行うために、森林組合等の林業事業体への保育等の森林施業や森林の経営の委託を促すことにより、計画的な森林施業の実施を推進することとします。 また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、村や森林組合等が協力し、本村にとって特に重要とされる水源涵養機能や土砂災害防止を中心とした森林の持つ多面的機能や適切な森林管理の重要性などの普及と啓発に努め、森林所有者の森林整備への積極的な参加を促すこととします。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1)森林管理権の設定状況

森林の経営管理の状況や集積の必要性を勘案しつつ、必要な区域を選定した上で、その 区域内の所有者への意向調査の実施結果を踏まえ経営管理権の設定を行うこととします。

(2)計画期間内における市町村経営管理事業計画

経営管理権の設定をした区域のうち、自然状態等に照らして林業経営に適していない森林や意欲と能力のある経営者に再委託するまでの期間の森林について、適切な切り捨て間伐等の保育に努め、これを計画することとします。

7 その他必要な事項

これまでに設定されていた「大川村集約化推進区域」については、本計画における森林施業共同化促進との整合性を図りながら、引き続き間伐等の集約化施業の推進を図る必要がある区域とし、森林組合を中心に林業経営へ参画意欲の拡大を図りながら施業の共同化の助長と合理的な林業経営を推進していきます。村内の保安林については国土保全、水源涵養、自然環境保全といった公益的機能の発揮が特に期待される森林については所有者に対し積極的な施行と指定を促していきます。

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく 森林経営計画 区域計画の区域設定理由書

■ 設定区域

区标为	** 业 供 ***	林班	区域面積
区域名	該当集落名	外班	(ha)
十川卒如	中切・下小南川	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12,	
大川南部 区域	上小南川	13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22,	2228.65
	南野山・下切	23, 24, 25, 26, 27, 28, 29	
大川北西	大薮・小北川	30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39,	
部区域	小麦畝・大平	40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49,	2156. 90
司	井野川・川崎	50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58	
		59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68,	
大川北東	高野・大北川	69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78,	2891. 42
部区域	朝谷・小松・船戸	79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88,	2031.42
		89, 90	

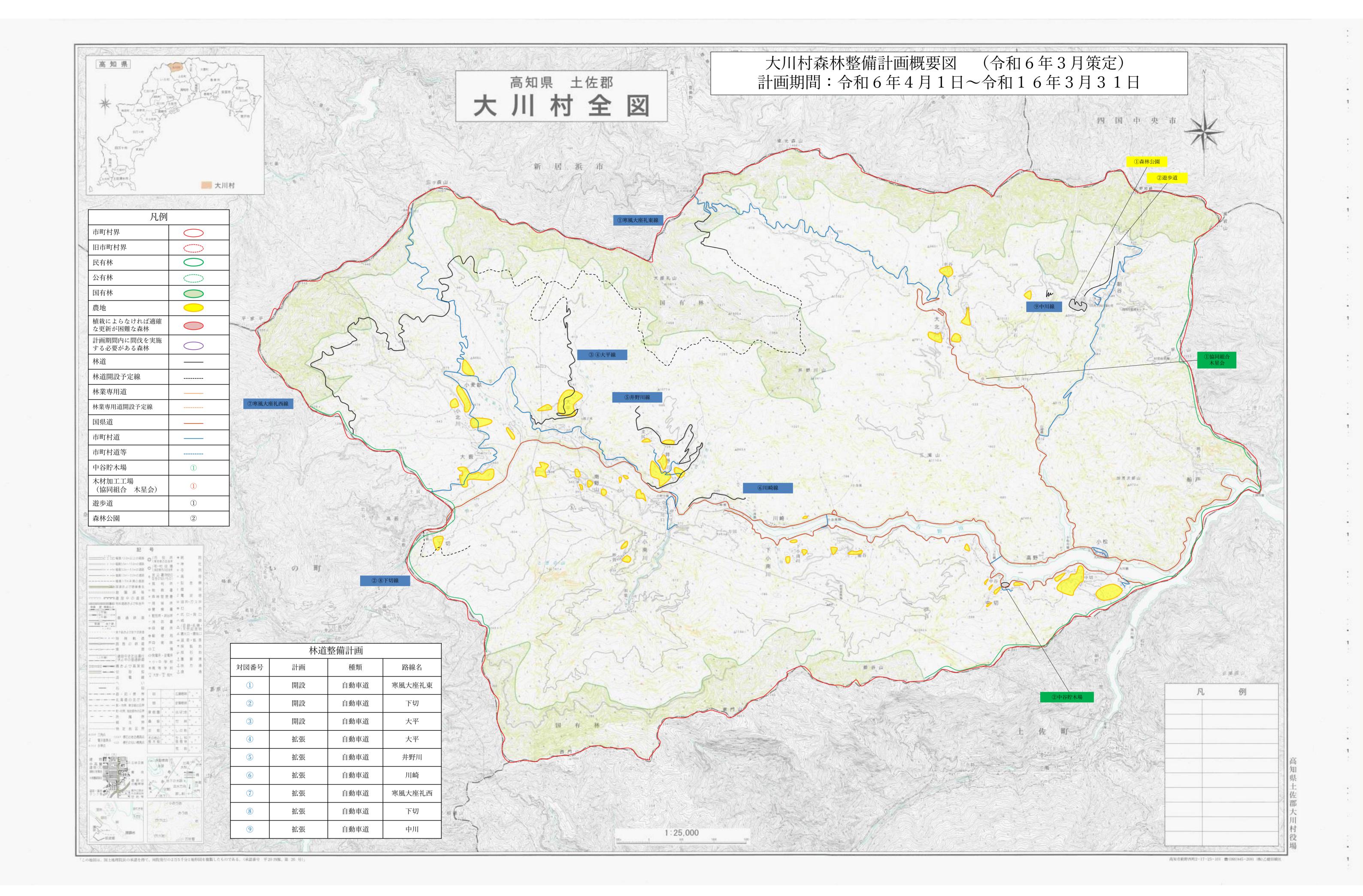
■ 区域設定理由

下図のとおり、大川村は早明浦ダムの貯水面により南北に2分されている。北部にあっては、大座礼山(1587.5m)井野川山(1341.9m)という高山により北東部と北西部が尾根筋で2分されている。

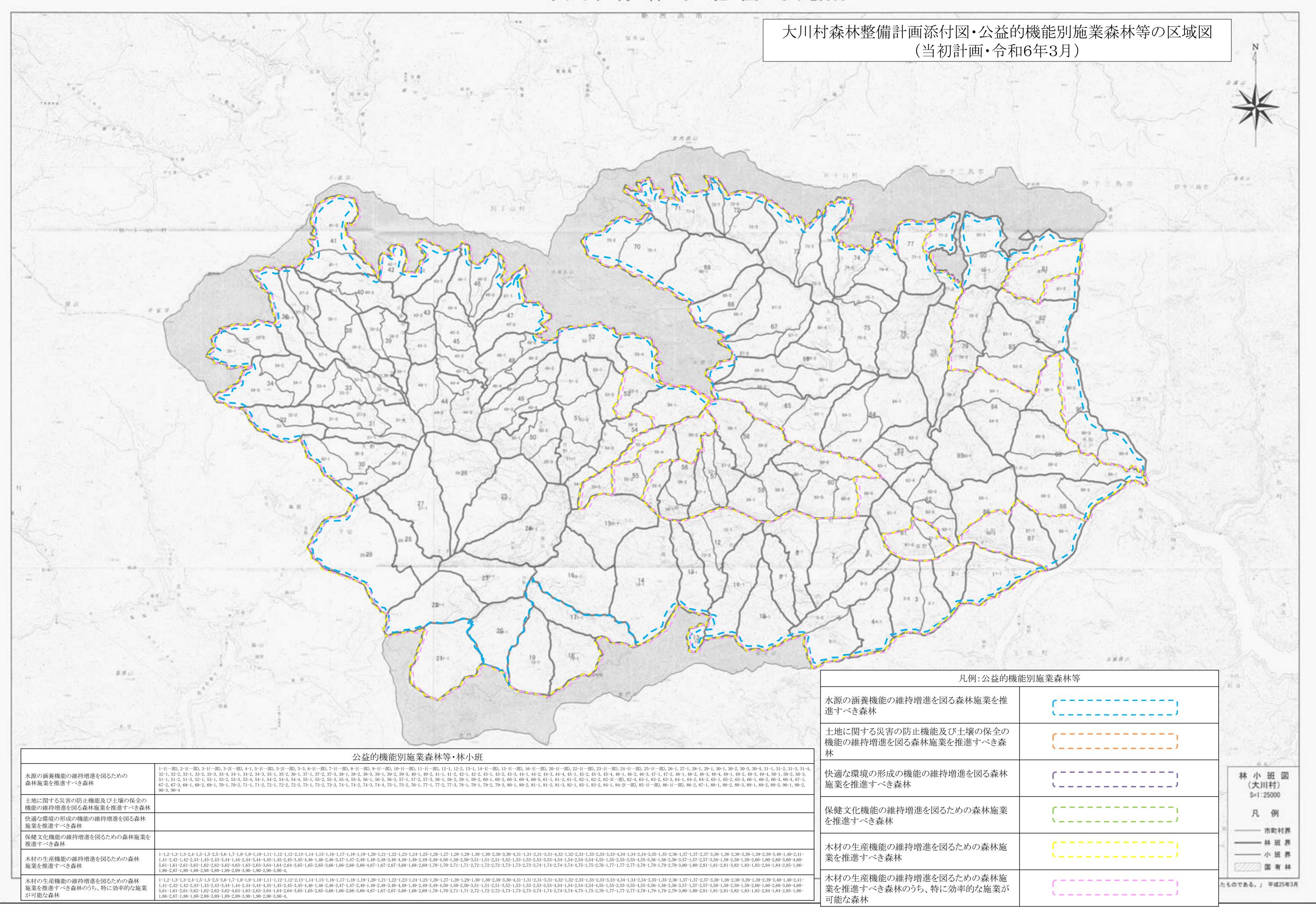
当該の理由により、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行なうことができる区域を上述のとおり3区域に設定した。

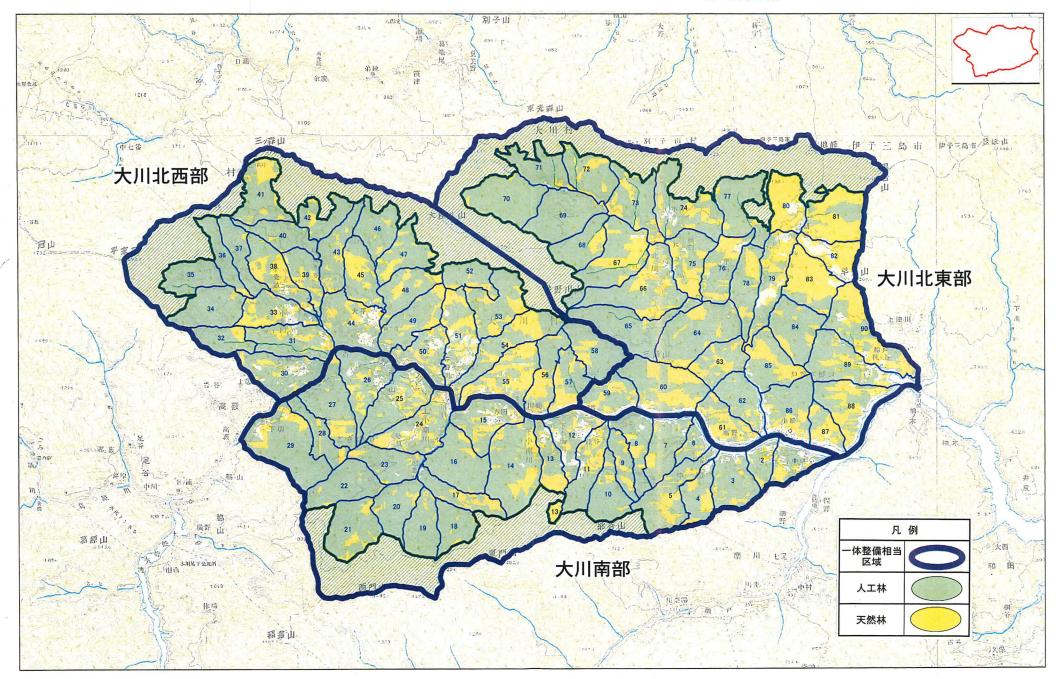
■ 設定区域図



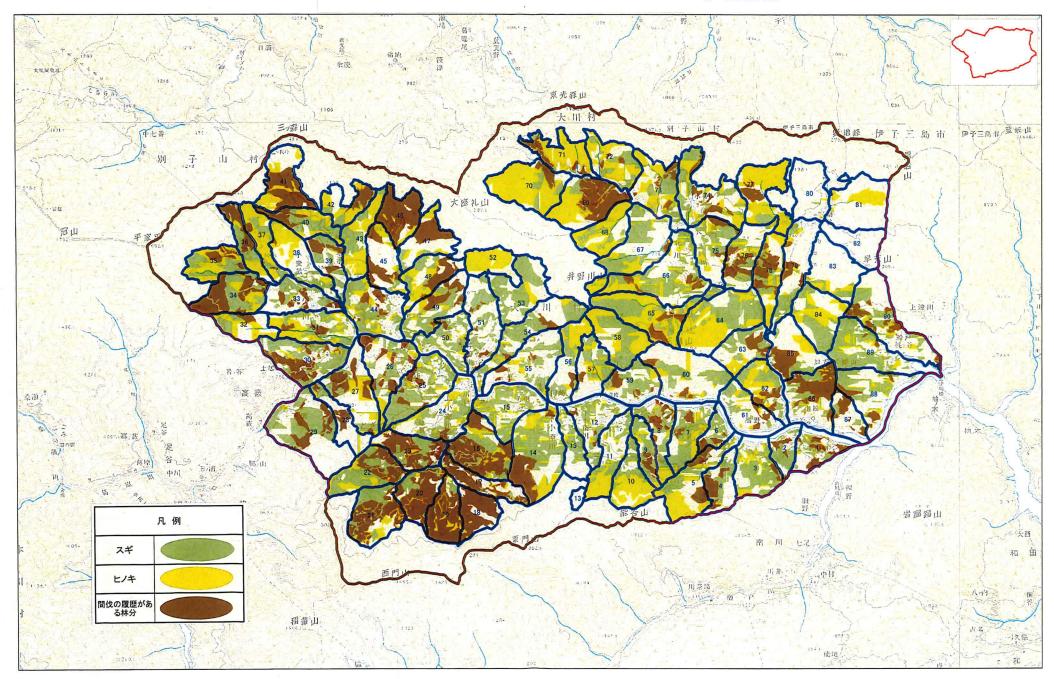


大川村林小班図 S=1:25000

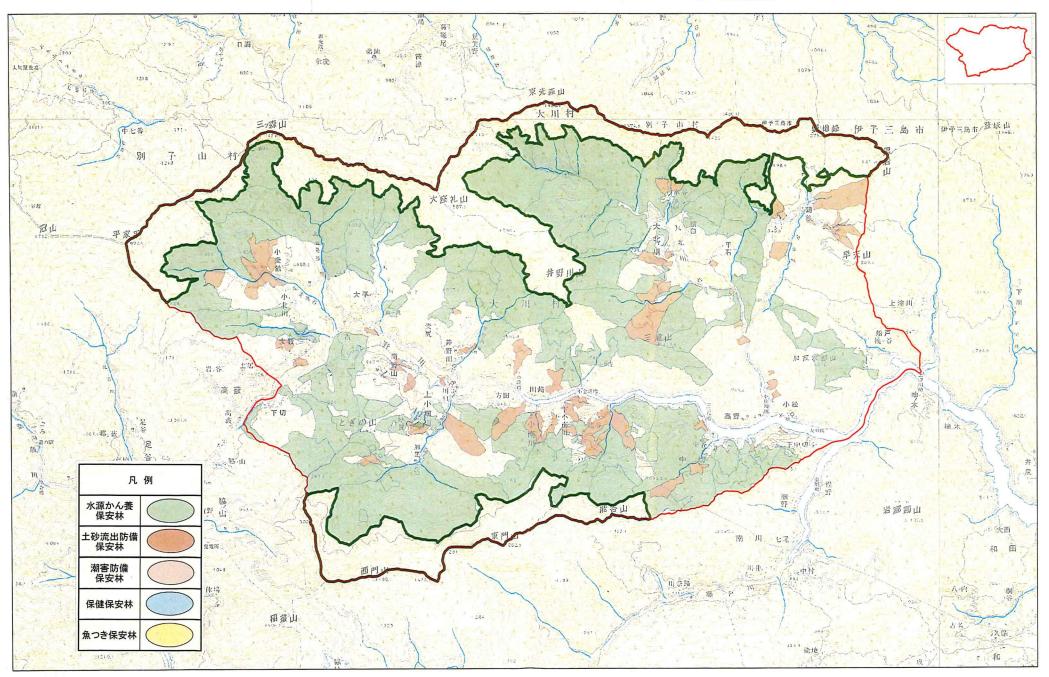


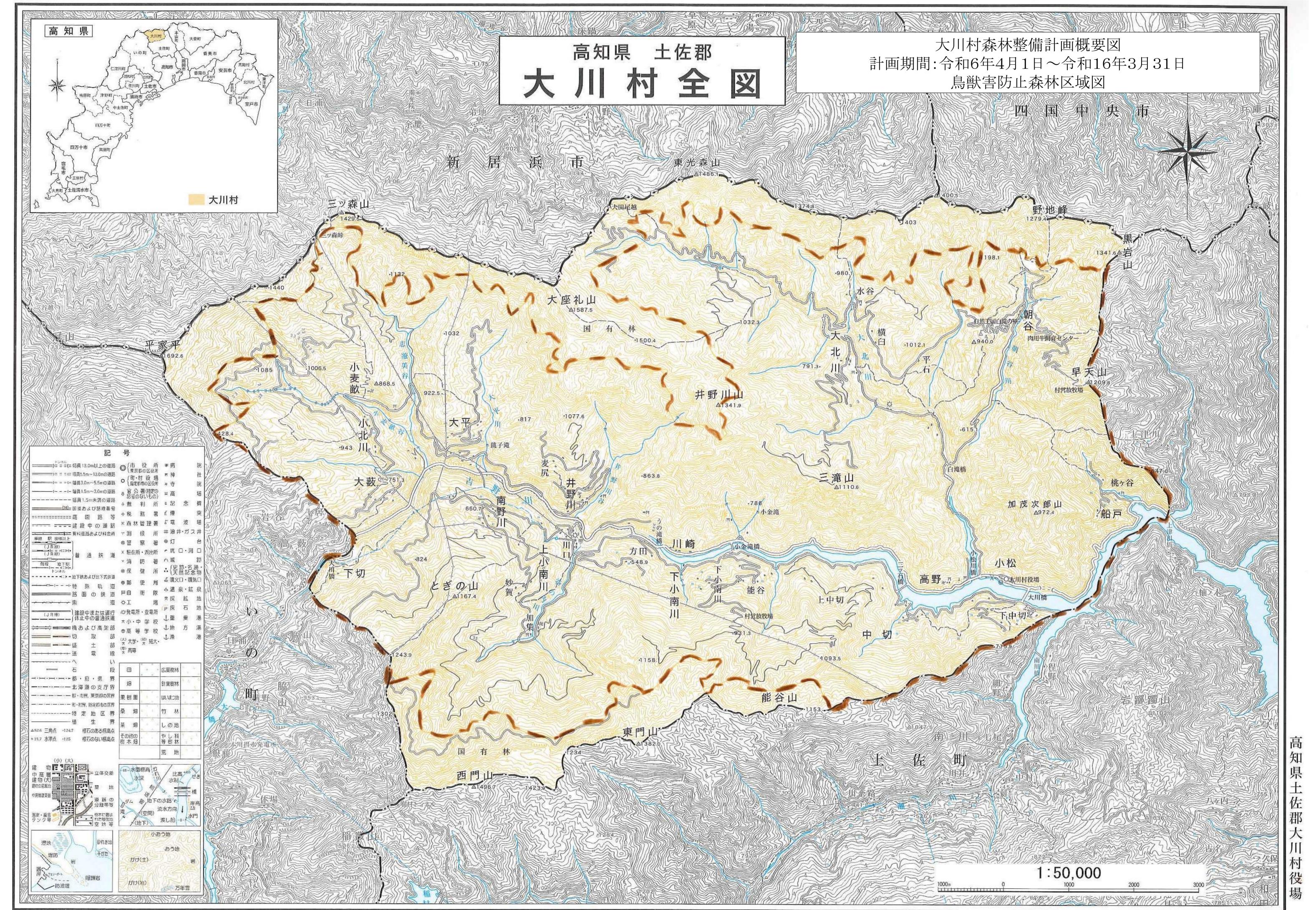


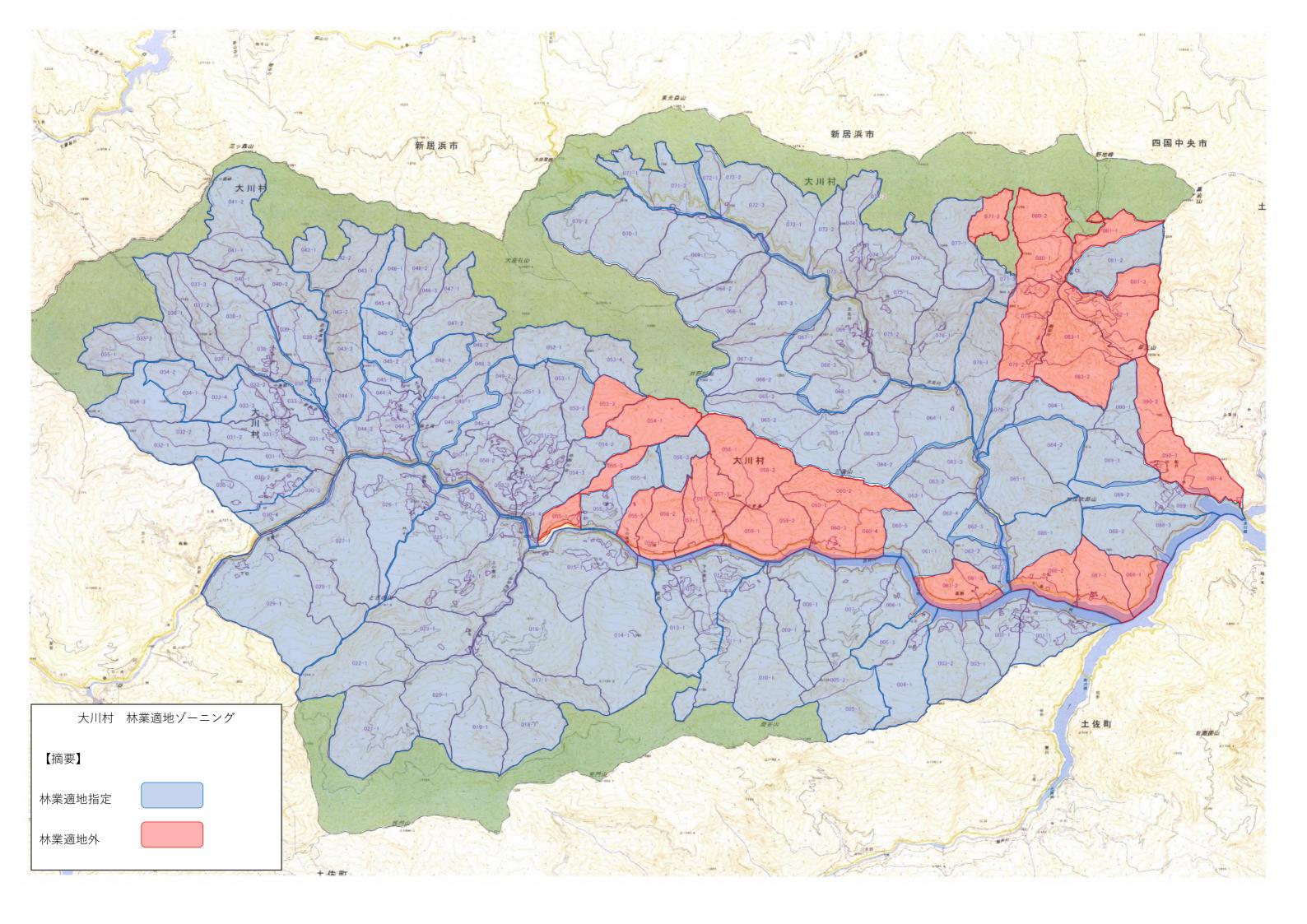
大川村森林整備計画概要図 (間伐施業実施状況) S=1:50000



大川村森林整備計画概要図(保安林位置図) S=1:50000







付属参考基礎資料

大川村

付属資料

1. 森林整備計画概要図(別添)

2. 参考資料

(1)人口及び就業構造

①年齢層別人口動態 単位:人・%

	年业	年次 総計		(0~14歳			5~29点	裁	3	0~44点	裁	45~64歳		歳	65歳以上		Ŀ	
	十八	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	平成17年	538	284	254	46	25	21	59	31	28	71	43	28	127	77	50	235	108	127
実数	平成22年	411	205	206	34	18	16	35	18	17	42	19	23	118	73	45	182	77	105
(人)	平成27年	396	202	194	41	24	17	41	25	16	42	24	18	101	57	44	171	72	99
	令和2年	396	202	194	41	24	17	41	25	16	42	24	18	101	57	44	171	72	99
	平成17年	100.0	100.0	100.0	8.6	8.8	8.3	11.0	10.9	11.0	13.2	15.1	11.0	23.6	27.1	19.7	43.7	38.0	50.0
構成比	平成22年	100.0	100.0	100.0	8.3	8.8	7.8	8.5	8.8	8.3	10.2	9.3	11.2	28.7	35.6	21.8	44.3	37.6	51.0
(%)	平成27年	100.0	100.0	100.0	10.4	11.9	8.8	10.4	12.4	8.2	10.6	11.9	9.3	25.5	28.2	22.7	43.2	35.6	51.0
	令和2年	100.0	100.0	100.0	10.4	11.9	8.8	10.4	12.4	8.2	10.6	11.9	9.3	25.5	28.2	22.7	43.2	35.6	51.0

出典:統計局HP・国勢調査人口等基本集計(e-Stat)(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001035027&cycode=0) その他: 実数-総数 隔年次比率 平成12年(100%)、平成17年(94.6%)、平成22年(72.2%)

②産業部門別就業者数等 単位:人・%

				第1岁	に産業		第2岁	火産業		
	年次	総数	農業	林業	漁業	小計		うち 木材・	第3次産業	分類不能
			辰耒	外 来	(供来	小缸		木製品製造業		
	平成17年	276				67	77		132	
実数	平成22年	191	35	24	0	59	23		109	
	平成27年	181	41	12	0	53	23		105	
構成	平成17年	100	0.0	0.0	0.0	24.3	27.9	0.0	47.8	0.0
比	平成22年	100	18.3	12.6	0.0	30.9	12.0	0.0	57.1	0.0
(%)	平成27年	100	22.7	6.6	0.0	29.3	12.7	0.0	58.0	0.0

資料:統計局HP・人口等基本集計、村政要覧 資料編 平成25年度 及び

高知県総務部統計課 産業等基本集計結果概要(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111901/h22kokuchou-2.html) による。

(2) 土地利用 単位: ha•%

						耕地	面積				草地	柞			
	年次	総土地面積	計	Ш	畑							計	森林	原野	その他 面積
			рΙ	Щ	八四	計	果樹園	茶園	桑園	その他	面積	μΙ	オポイド	까判	
	平成17年	9,515	19	8	11	0						8,840	8,799	41	656
実数 (ha)	平成22年	9,528	25	7	17	1	0	1	0	0	0	9,010	8,962	48	493
	平成27年	9,527	13	4	9	0	0	0	0	0	48	9,009	8,961	48	457
構成	平成17年	100	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	92.9	92.5	0.4	6.9
比	平成22年	100	0.3	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	94.6	94.1	0.5	5.2
(%)	平成27年	100	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	94.6	94.1	0.5	4.8

資料: 村政要覧 資料編 平成25年度 による。(H12.17データ) 米園面積H22は高知県庁統計課HP 6極適解照設策領息均(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111901/2010nousen-soku.html)

(3)森林転用面積

11/	<i>,</i> , .		
100	77	٠	ha
7	1/_	٠	11a

年次	総数	工場• 事業場 用地	住宅・ 別荘地 用地	ゴルフ場・ レジャー 用地	農用地	公共用地	その他
平成12年	0	_	_	_	_	_	_
平成24年	0	_	_	_	_	_	_
平成30年	0	_	_	_	_	_	_

資料: 森づくり推進課資料、e-Stat 世界農林業センサス2000 第2部項目21より(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=00000101

(4)森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

(平成28年3月31日現在)

	C. 1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.							
保有形態		総面積			人口林率			
	休有形態	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	(B/A)	
	総 数	ha	%	ha	ha	ha	%	
	心 奴	9,009	100.0	8,961	6,322	2,639	70.2	
	国有林	1,731	19.2	1,683	936	747	54.1	
	計	614	6.8	614	260	354	42.3	
公有	都道府県有林	0	0.0	0			0.0	
林	市町村有林	614	6.8	614	260	354	42.3	
	財産区有林	0	0.0	0			0.0	
	私有林	6,664	74.0	6,664	5,126	1,538	76.9	

資料:2015年農林業センサス報告書内農山村地域調査及び、H30森林簿 による。

30大川村森林簿より 層区分2を除く。 所有形態6(県有林)、7(村有林)、6・7以外(私有林)、林種J(人工林)T(天然林)

②在村者•不在村者別私有林面積

	年业	私有林合計	(左+t △ 記		不在村者の森林所有面積		
	年次	松有怀古訂	所有面積	計	県内	県外	
	平成2年	0		0			
実数 ha	平成12年	0		0			
	平成24年	6,494	2,854	3,640	1,399	2,241	
構成	平成2年						
比 %	平成12年		·	·			
	平成24年	100.0	43.9	56.1	38.4	61.6	

資料:e-Stat 世界農林業センサス2000 第2部項目17より(http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001013412&cycode=0)

③民有林の齢級別面積

単位 ha (令和6年1月4日時点)

齢級別区分	総数	1・2齢級	3•4齢級	5.6齢級	7•8齢級	9•10齢級	11齢級以上
民有林計	7,223.18	0.00	35.68	104.96	226.41	773.27	6,082.86
人工林	5,385.90	0.00	35.68	61.85	132.74	669.49	4,486.14
天然林	1,837.28	0.00	0	43.11	93.67	103.78	1596.72
(備考)			-				

資料:2023年度森林資源構成表(高知県森づくり推進課※嶺北林業振興事務所提供)による。

④保有山林面積規模別林家数

(平成28年3月31日現在)

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
∼ 3ha	1	10~20ha	2	50~100ha	1
3∼ 5ha	0	20~30ha	0	100~500ha	2
5∼10ha	6	30∼50ha	4	500ha以上	-
資料:2015年農林業センサ	ス報告書	総数	16		

⑤作業路網の状況

(ア)基幹路網の現況

区分		路線数	延長(km)	備考
	基幹路網	14	50.6	
	うち林業専用道			

資料:大川村民有林林道台帳、H28高知県の林道 より

(イ)細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	42	60.2	

資料:平成25年度嶺北地域の森林・林業・木材産業 4. 資料編P8(3) 及び森林組合作成作業路台帳より、H28高知県の林道 より

(5)計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
別添図面のとおり		

(6) 市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額

(単位:百万円)

		総生産額(A)	3,736
		第1次産業	188
		うち林業(B)	132
内訳		第2次産業	1,157
		うち木材・木製品製造業(C)	
		第3次産業	2,391
		B+C+/A	3.5%

資料:高知県統計課HP(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111901/22si-keizai.html) 統計表18-27年度ファイルH27より

②製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

(平成28年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	-	-	-
うち木材・木製品製造業(B)	-	-	-
B/A (%)	-	-	-

資料:高知県統計課HP(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111901/kougyou22kaku.html)参考表ファイルより

(7) 林業関係の就業状況

巨八	組合·事業者数	就業	備考	
区分	和口·尹未有奴		うち作業員数	1
森林管理署	-	-	-	
森林組合	1	10	8	
製材業	-	-	-	
その他	-	-	-	
合計	1	10	8	

資料:大川村森林組合令和5年度第72回総会資料P13より

(8) 林業機械等設置状況

別紙「林業機械等設置状況」参照

資料: 平成28年度 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査結果より

(9)林産物の生産概況

種類	民有林 針葉樹	国有林 針葉樹	ひらたけ	しい	たけ	木炭	しきみ	さかき kg	
	単1条個 m³	可未做 m³	kg	生 kg	乾 kg	kg	kg		
生産量	3,246,404	-	-	380	193	300	40	-	

資料:H28高知県の森林林業木材産業(市町村別資料) 木材産業振興課H28高知県の特用林産より

(10)その他必要なもの

なし

林業機械等設置状況

平成29年3月31日現在 (大川村)

	機械種	種 名	備考	単位	所 有 区 分 別 数 量										
番号					地方公共	N6 1-1-	V #1	* 11.00 \	その他組合等		供址	TIT O'C LAW HH	/m i	۸ ڪ١	備考
					団体	学校	会社	綵 外組台	支援センター	その他	集落	研究機関	個人	合計	
1 - 1	- 索道	索道重量式		セット			7							7	
1-2		索道動力式		セット			16						9	25	
2 - 1	集材機	小型集材機	動力10ps未満	台			4						1	5	
2 - 2		大型集材機	動力10ps以上	台				9						9	
3	3 モノケーブル		ジグザク集材施設	台											
4	リモコンウィンチ		リモコン、ラジコンによる可 搬式木寄せ機	台											
5	自走式搬器			台				2					4	6	
6	モノレール		懸垂式含む	台									3	3	
7 – 1	運材車		動力20ps未満のもの	台									2	2	
7 - 2			動力20ps以上のもの	台											
8 – 1	1 ホイールタイプトラクタ		林内で集材等の作業を行うホイー ルタイプのトラクタ	台											
8 - 2	2 クローラタイプトラクタ		上記でクローラタイプのもの	台											
9	育林用トラクタ		主として地拵え等の育林作業 用	台											
1 0	フォークリフト			台				1						1	
1 1	フォークローダ			台											
1 2 - 1	クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイルク レーン等	台			_	_							
1 2 - 2		運材機能あり	クレーン付きトラック	台			_	1						1	
1 3 - 1	グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	台		_	_	1		_			_	1	
1 3 - 2		運材機能あり	グラップルローダ付きトラッ ク	台											

林業機械等設置状況

平成29年3月31日現在 (大川村)

										!	13,223 - 13	7 4 1 . 2	<u> </u>	()()()(1/1)
	機械種名	備考	単位	所 有 区 分 別 数 量										
番 号				地方公共	314 1-1-	A 41	******	その他組合等		# #	TTT 가가 LAW 터터	/mar i		備考
				団体	学校	会社		支援センター	その他	集落	研究機関	個人	合計	
1 4	トラクタショベル	搬出、育林用等に係わる土工 用	台											
1 5	ショベル系掘削機械	搬出、育林用等に係わる土工 用	台			3						_	3	
1 6	チェーンソー		台			3	9					19	31	
1 7	チェーンソーリモコン装置	リモコンチェンソー架台	台											
1 8	刈払機	携帯式刈払機	台				6					30	36	
1 9	植穴堀機		台											
2 0	動力枝打機	自動木登り式	台											
2 1	3917月1天1月17天	背負い式等の上記以外のもの	台											
2 2	苗畑用トラクタ		台											
2 3	樹木粉砕機	伐倒木、伐根、枝条等を粉砕 する機械	台											
2 4	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する自走式 機械	台											
2 5	スキッダ	牽引式集材専用のトラクタ	台											
2 6	プロセッサ	枝払い・玉切りする自走式機 械	台				2						2	
2 7	ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切りする自 走機械	台											
2 8	フォワーダ	積載式集材専用車両	台											
2 9	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式機械	台											
3 0	~1 J J Y - J	簡易索張方式に対応し、かつ 旋回可能なブームを装備する	台											
3 1	その他の高性能林業機 械	従来の高性能林業機械上記7機 種以外の高性能林業機械	台											
3 2	グラップルソー	巻立・玉切り自走式機械	台											